



発行 東京都

目次

105

規則

- 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（都民安全推進本部総合推進部交通安全課）…
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部市町村課）…
- 東京都情報公開条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局広報広聴部情報公開課）…
- 知事が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都技能検定試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則……………（産業労働局雇用就業部能力開発課）…
- ……（同）…

規則

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十一号

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則（平成二十五年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号及び第十四条第三号中「への加入その他の必要な措置を講じること」を「に加入すること」に改める。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則第六条（第十三条において準用する場合を含む。）及び第十四条の規定は、この規則の施行の日以後にされる東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十五年東京都条例第十四号）第三十一条第三項（第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の申請について適用し、同日前にされた登録の申請については、なお従前の例による。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十二号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十年東京都規則第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の改正規定のうち同条第二項第一号中「前項第四号」を「前項第一号、第四

号」に改め、同項第三号中「(法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。)」を削る。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第十七条の改正規定のうち同条第二項第一号の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十三号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十四号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十五号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十一年東京都規則第一百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
別記第二号様式(表中「一益」を削り、同様式(裏中

「四 地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職(同法第十六条第一号に該当する場合に限る。)した者

五 公務上の傷病により退職した者

六 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

「四 公務上の傷病により退職した者

五 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十六号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三十六の項の次に次のように加える。

三十六の二 特例条例第二条の表七十一の二に規定する東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	東京都受動喫煙防止条例施行規則（平成三十一年東京都規則第九十五号）第三条第一項の規定による喫煙可能室設置の届出の受理
--	--

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は同年一月一日から施行する。

2 改正後の特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則第二条の表三十六の二の項の規定による喫煙可能室設置の届出の受理は、施行日前においても行うことができる。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十七号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処

理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の十の項の次に次のように加える。

十三の十一 特例条例第二条の表二十九の十八の二に規定する東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	東京都受動喫煙防止条例施行規則（平成三十一年東京都規則第九十五号）第三条第一項の規定による喫煙可能室設置の届出の受理
---	--

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は同年一月一日から施行する。

2 改正後の市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則第二条の表十三の十一の項の規定による喫煙可能室設置の届出の受理は、施行日前においても行うことができる。

東京都情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十八号

東京都情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

東京都情報公開条例施行規則（平成十一年東京都規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

知事が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十九号

知事が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則(平成二十七年東京都規則第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。)附則第一条第六号に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号)第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報データの本人の個人番号が記載されている書類については、この規則による改正後の知事が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東京都技能検定試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十号

東京都技能検定試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

東京都技能検定試験手数料の額を定める規則(平成十二年東京都規則第百六十七号)の一部を次のように改正する。

別表実技試験の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「八千九百円」を「九千二百円」に、「一万一千九百円」を「一万二千百円」に、「二千九百円」を「三千百円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)
郵便番号 163-8001

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

